

答 申

第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が令和元年（2019年）6月17日付け平31物品管理第25号で行った公文書の部分開示決定（以下「本件処分」という。）のうち、別表1の「審査会が開示すべきと判断した部分」の欄に掲げる部分は開示すべきであるが、その余の判断は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、令和元年6月13日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「2019年物品管理課の1月分のうち物品購入の支出票及び請求書で早いものから3件分」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に係る公文書として、平成31年1月11日及び1月17日に実施機関が作成した「支出負担行為・支出票」3件並びに取引先である法人が同年1月10日から1月16日までに実施機関に提出した「請求書」3枚（以下「本件公文書」という。）を特定した。

3 実施機関の処分

実施機関は、令和元年6月17日付けで、本件公文書に係る本件請求について本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和元年6月20日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

（省略）

3 実施機関の理由説明に対する意見

（省略）

第4 実施機関の説明要旨

(省略)

第5 審査会の判断

1 本件公文書について

本件公文書は、平成31年1月10日から1月17日までに実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

2 条例第11条第3号について

条例第11条は、実施機関は、第3号に規定する「法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えるおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。これは、原則として法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を保障しようとする趣旨である。

しかし、公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イからハまでに規定する「法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」、「法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から人の生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」及び「イ又は口に掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの」については、開示をしないことができる情報から除くこととされている。

なお、「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするかどうかを問わず、事業内容、事業資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいい、「不利益を与えるおそれがあるもの」に該当する情報の典型的なもの及び具体例としては、販売上のノウハウに関する情報として顧客名簿や新製品の販売計画書、工場設備投資計画書などが、信用上不利益を与える情報として不祥事件報告書などが、人事等専ら法人の内部管理の情報として内部監査実施状況報告書などが考えられている。

また、「危害」とは、現に発生しているか、将来発生するであろうことが確実である人の生命等に対する危険及び損害をいい、「保護する」とは、未然防止、排除、拡大防止又は再発防止をいい、「イ又は口に掲げる情報に準ずる情報」とは、生活環境、自然環境の破壊等に関する情報をいうものと考えられている。

3 条例第11条第3号該当性について

審査会がインカメラ審理により本件公文書を実際に見分したところ、「支出負担行為・支出票」の非開示部分に金融機関名及び口座番号が、「請求書」の非開示部分に金融機関名、口座番号及び法人代表者の印影が記載されていることを確認した。

(1) 金融機関名及び口座番号

ア 内部管理情報の該当性

事業者が取引する銀行口座の金融機関名及び口座番号は、一般的には事業者が内部限りにおいて管理して開示すべき相手方を限定する利益を有する情報（以下「内部管理情報」という。）として秘密にしておくことが是認され、事業者はその開示の可否、範囲を自ら決定することができる権利ないし、それを自己の意思によらないでみだりに他に開示公表されない権利を有しているというべきである。

イ 事業者の管理方法

実施機関を通じて各法人の請求書に記載されている金融機関名、口座番号の取り扱いについて確認したところ、いずれの法人においても、「請求書に記載されている金融機関名及び口座番号は公に公開しているものではなく、さらに広く知られ得る状態ではない」としながらも、「不特定多数の者が新規顧客になり得る」とのことであった。

「不特定多数の者が新規顧客になり得る」ということは、当該請求書は取引相手なら誰にでも使用されるものであるという性質であることが推察され、請求書に記載して顧客に交付することにより、実質的に金融機関名及び口座番号が多数の顧客に広く知れ渡ることを容認し、当該顧客を介してこれが更に広く知られ得る状態にしているものということができる。

また、特定の取引先にしか当該請求書を用いないように限定して、金融機関名及び口座番号を管理していることをうかがわせることは確認できなかった。

ウ 本件公文書における金融機関名及び口座番号

条例第11条第3号に該当するためには、当該情報を開示することによって当該事業者の競争上または事業運営上の地位、社会的信用その他正当な利益が損なわれると認められるところを要するところ、元来は「内部管理情報」であっても、事業者がそのような管理をしていないと認められる場合には、これが開示されることにより正当な利益等が損なわれると認められることにはならないというべきである。

以上のとおりであるから、本件公文書の金融機関名及び口座番号は、法人の「内部管理情報」には該当するが、事業者がそのような管理をしていないと認められ、これが開示されることにより正当な利益等が損なわれることにはならないというべきである。

したがって、本件公文書における金融機関名及び口座番号は、条例第11条第3号の法人の不利益情報に該当しないことから開示が妥当である。

(2) 法人代表者の印影

ア 内部管理情報の該当性

事業者が取引する代表者の印影は、一般的には事業者が内部限りにおいて管理し

て開示すべき相手方を限定する利益を有する情報（以下「内部管理情報」という。）として秘密にしておくことが是認され、事業者はその開示の可否、範囲を自ら決定することができる権利ないし、それを自己の意思によらないでみだりに他に開示公表されない権利を有しているというべきである。

また、法人代表者の印影は、いずれも当該法人が事業活動を行う上で認証的機能を有する情報ではあることから、これらを公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれについては、当該印の性質、使用状況、管理状況等を踏まえ総合的に判断する必要があるものである。

イ 事業者の管理方法

実施機関を通じて各法人の請求書に押印されている代表者の印影の管理について確認をもとめたところ、いずれの法人においても、「請求書に記載されている代表者の印影は公に公開しているものではなく、さらに広く知られ得る状態ではない」としながらも、「不特定多数の者が新規顧客になり得る」とのことであった。

「不特定多数の者が新規顧客になり得る」ということは、当該請求書は取引相手なら誰にでも使用されるものであるという性質であることが推察され、請求書に記載して顧客に交付することにより、上記記載の金融機関名及び口座番号と同様に実質的に代表者の印影についても多数の顧客に広く知れ渡ることを容認し、当該顧客を介してこれが更に広く知られ得る状態においているものということができる。

また、特定の取引先にしか当該請求書を用いないように限定して、代表者の印影を管理していることをうかがわせることは確認できなかった。

ウ 本件公文書における代表者の印影

実施機関を通じて法人に代表者の印影の性質の確認を求めたところ、3社のうち2社の請求書に押印されている代表者の印影は、法人の代表者が管轄の法務局に届け出た「代表者の登録印」の印影であり、3社のうち1社の請求書に押印されている代表者の印影は代表者の氏名が単に印字されている「法務局に届けていない代表者印」の印影であった。

ここで、「代表者の登録印」については、性質上、代表権限の有無がそれにより確認されるという重要な機能を有するものであり、重要な契約が成立したとの外観を与えるから、印影が公になると、印影が取引相手や印影が取引相手以外の第三者に手に入ることによって印鑑が偽造される恐れは高いと考えられ、上記記載の金融機関名および口座番号と同じ管理実態ではあるが、事業者の正当な利益が損なわれる恐れがあると認めることはできる。

一方で、「法務局に届けていない代表者印」については、インカメラ資料で実際に見聞したところ、複雑な技巧が施されたものではなく、代表者の苗字が単に印字されたものであった。また、「不特定多数の者が新規顧客になり得る」とのことであり、請求書の管理実態としては、特定の取引先にしか当該請求書を用いないように限定して、代表者の印影を管理していることをうかがわせることは確認できな

ったのは前述のとおりである。

以上を踏まえると、「法務局に届けていない代表者印」については、取引相手や印影が取引相手以外の第三者に手に入ることによって印鑑が偽造される可能性はあるにしても、蓋然性が高いとまでは言えず、これを開示しても事業者の正当な利益が損なわれる恐れがあると認めることはできない。

したがって、本件非開示部分のうち、3社のうち2社の請求書に押印されている「代表者の登録印」は、条例第11条第3号の法人の不利益情報に該当し、非開示としたことは妥当であるが、「法務局に届けていない代表者印」は条例第11条第3号の法人の不利益情報に該当しないことから開示が妥当である。

4 結論

以上の理由により、別表1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等

別表2のとおり

別表 1

① 支出負担行為・支出票

実施機関が非開示とした部分	審査会が開示すべきと判断した部分
金融機関名 口座番号	金融機関名 口座番号

② 請求書

実施機関が非開示とした部分	審査会が開示すべきと判断した部分
代表者の印影（代表者の登録印） 代表者の印影（法務局に届けていない代 表者印） 金融機関名 口座番号	代表者の印影「法務局に届けていない代 表者印」 金融機関名 口座番号

別表 2

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和 2 年 5 月 13 日	実施機関から諮問を受けた。
令和 3 年 5 月 20 日	事案の審議を行った。
令和 4 年 5 月 20 日	事案の審議を行った。
令和 4 年 7 月 21 日	事案の審議を行った。
令和 4 年 9 月 22 日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	
石 原 詠美子	弁護士	
沖 本 浩	弁護士	会長
高 松 恵 子	司法書士	会長職務代理者
水 谷 芳 昭	公認会計士	

(令和3年9月30日まで)

氏 名	役 職 名	備 考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	第二部会部会長
石 原 詠美子	弁護士	第二部会 部会長職務代理者
松 本 香代子	司法書士	

(令和4年9月22日現在)